

総行安第33号
平成23年2月15日

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第3号）が平成23年2月15日付けで公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、障害等級に該当する障害について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合等に対しても、この旨を周知くださるようお願いいたします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「地公災規則」という。）別表第3における外貌障害に係る障害について以下のとおり改正する。

（1）地公災規則別表第3第7級の項第12号について

「女子の外貌^{ぼう}に著しい醜状を残すもの」を「外貌に著しい醜状を残すもの」と改正する。

（2）同表第9級の項について

「外貌に相当程度の醜状を残すもの」を追加する。

（3）同表第12級の項第14号について

「男子の外貌^{ぼう}に著しい醜状を残すもの」を「外貌に醜状を残すもの」と改正する。

（4）同表第12級の項第15号について

「女子の外貌^{ぼう}に醜状を残すもの」を削除する。

（5）同表第14級の項第10号について

「男子の外貌^{ぼう}に醜状を残すもの」を削除する。

2 施行期日

公布の日（平成23年2月15日）

3 経過措置

その他この省令の施行に関し必要な経過措置を設ける。

4 非常勤職員の取扱いについて

上記の改正に伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条第1項の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤職員についても同様の措置がなされるべきものです。

なお、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（昭和42年9月1日付け自給第56号。以下「条例（案）」という。）別表2備考において、障害等級に該当する障害については、法第29条第2項に規定するところによるとされていることから、今回の改正に伴う条例（案）の改正を行う予定はありません。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室公務災害補償係
担当：佐々木係長、橋本事務官
電話 03-5253-5560